

令和5年度人権施策推進会議の意見に対する市の対応状況について

資料3 ①

人権分野：子どもの人権課題

対象施策：ひとり親家庭等への自立支援の取り組み

所管課：こども給付課

(1) 人権擁護の担保について

推進会議意見	対応状況（令和7年4月現在）	対応状況（令和8年4月現在）
【自立支援のための相談等事業】※報告書4頁 ・他課にまたがる相談内容の際に、相談窓口の紹介や案内だけでなく、子育て支援に関する担当課へもつなげる対応をするなど個々の相談に対して寄り添った対応をされることで、当事者の方も安心して相談することができる。	他課にまたがる相談があった場合は、相談の趣旨をよく確認したうえで担当課に連絡し、対応の可否の確認や、担当課まで同行するなどの対応をしています。 また、ひとり親に限定した支援だけでなく子育てという広い視点での主な支援制度を追記して作成したパンフレット「ひとり親家庭で子育て中の方へ」を令和7年度からお渡しし、必要に応じてご説明をしています。	他課にまたがる相談があった場合は、相談の趣旨をよく確認したうえで担当課に連絡し、対応の可否の確認や、担当課まで同行するなどの対応をしています。 また、パンフレット「ひとり親家庭で子育て中の方へ」を作成し、ひとり親に限定した支援だけでなく子育てという広い視点での主な支援制度を紹介しています。
・日常生活の支援員の派遣に関して、国の要綱等と照らし合わせながら、今後の利用方法等について検討していく必要がある。委託先と連携をしながら、制度が利用しやすくなるよう検討すべきである。	令和6年度中に申請方法の見直しや、委託先を増やす検討を行いました。 令和7年度は、希望者が利用しやすいような制度の変更を行います。また、利用状況を確認し、委託先をさらに増やすか否かの検討を行います。	令和6年度中に申請方法の見直しや、委託先を増やす検討を行いました。 制度の委託先を、令和7年度に2社、令和8年度に1社追加し、受入体制の拡充により多様なニーズに対応する等、利用しやすさの向上に取り組んでいます。
・外国籍の方やその家族の方の相談では、多言語での相談対応もされており、引き続き様々な事例を想定のうえ対応していくことが望ましい。	現在も、スマートフォンの翻訳機能で対応しており、引き続き、外国籍の方からの質問の中で、多いものを集約していきます。	現在も引き続き、スマートフォンの翻訳機能で対応しております。今後も外国籍の方からの質問の中で、多いものを集約していきます。
【養育費等確保支援事業】※報告書5頁 ・養育費等の取り決めを増やしていくために、離婚届の手続き時などにも市が行う養育費等確保のための支援事業を紹介するなど普及を図るとよい。	必要な方に支援制度が届くよう、窓口サービス課の戸籍窓口や各行政センターで離婚届を提出し、親権指定をされた方に、「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットと養育費確保支援の制度が記載されている「養育費確保のための支援があります」のリーフレットを手渡ししていただくように依頼しています。	必要な方に支援制度が届くよう、窓口サービスの戸籍窓口や、各行政センターで離婚届を提出した18歳未満の子がいる方に、「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットと養育費確保支援の制度が記載されている「養育費確保のための支援があります」のリーフレットを手渡ししていただくように依頼しています。また、新たに役所屋でも配布を行っています。

・養育費等の取り決めにかかわる公正証書等作成補助や保証契約補助、強制執行にかかった費用の補助については、制度が利用しやすくなるよう検討すべきであり、制度をより広く知ってもらうための周知も必要である。養育費確保の支援の強化については、ニーズ調査の検証の中で、必要な事業の在り方の検討を進めていくべきである。	上記の方法や、市ホームページ、各相談窓口等でのチラシ配架により周知を行っています。令和5年度に行ったニーズ調査では、養育費について取り決めをしている人のほうが、養育費を受け取れている割合が多い結果が出ています。養育費は、子どもが健やかに成長するための親の責務です。事業内容に変更はありませんが、引き続き、取り決めをすることが重要であることを関係各所へのパンフレットの配架や市ホームページなどで周知していきます。	上記の方法や、市ホームページ、各相談窓口等でのチラシ配架により周知を行っています。令和5年度に行ったニーズ調査では、養育費について取り決めをしている人のほうが、養育費を受け取れている割合が多い結果が出ています。養育費は、子どもが健やかに成長するための親の責務です。事業内容に変更はありませんが、引き続き、取り決めをすることが重要であることを関係各所へのパンフレットの配架や市ホームページなどで周知していきます。
・国において家族法制の見直しに関する養育費の先取特権や法定養育費の設定に関する議論がされており、審議の動向を注視する必要がある。	市民の方からご相談等があったときに情報提供できるよう、引き続き国の動向を注視しながら情報収集していきます。	市民の方からご相談等があったときに情報提供できるよう、引き続き国の動向を注視しながら情報収集していきます。
【就労支援事業】※報告書6頁 ・ひとり親家庭等の就労を支援するためには、子どもの預け先の確保が必要不可欠となる。子育て支援に関する担当課とつながりのある対応となるよう連携を深めていただきたい。	子育て支援には、放課後児童クラブの利用料金の割引、ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭で非課税世帯の場合の利用料の減免などの制度があります。引き続き、子育て支援の担当課とも情報共有できるようにしていきます。	子どもの預け先となる保育園等では、ひとり親家庭の場合に入園審査に加点があり、入園しやすくなっています。また、放課後児童クラブ（学童クラブ）では、ひとり親家庭を対象に利用料金の割引を行っているクラブもあります。これらの子育て支援担当課と引き続き情報共有を行っていきます。
・相談者の状況にあう条件の就職につなげられるよう、引き続き関係機関との連携や情報共有等を図るとともに、相談者への親身な対応をしていただく必要がある。	相談者は個々に状況が異なるため、寄り添った対応を心がけています。また母子・父子自立支援員と就労相談員の情報共有や、ハローワーク等関係機関との連携を図っています。	相談者は個々に状況が異なるため、寄り添った対応を心がけています。また母子・父子自立支援員と就労相談員の情報共有や、ハローワーク等関係機関との連携を図っています。

(2) 当事者の視点について ※報告書 7 頁

推進会議意見	対応状況（令和 7 年 4 月現在）	対応状況（令和 8 年 4 月現在）
・ひとり親家庭には特有の悩み事、困り事が様々あり、ひとり親家庭の方々が安心して生活できるように親身に寄り添った対応を心がける必要がある。	主な相談窓口となる母子・父子自立支援員は、相談者の話をよく聞き、状況を把握したうえで困りごとを整理し、どのような支援を希望しているのか、どのような支援が必要なのかを一緒に考えています。寄り添うこと、共感すること、話を聞くことで、問題の解決ができなくても、大変な気持ちや、不安な気持ちを受け止めることで、孤立させず、いつでも相談を受けることができるということを心がけています。	主な相談窓口となる母子・父子自立支援員は、相談者の話をよく聞き、状況を把握したうえで困りごとを整理し、どのような支援を希望しているのか、どのような支援が必要なのかを一緒に考えています。寄り添うこと、共感すること、話を聞くことで、問題の解決ができなくても、大変な気持ちや、不安な気持ちを受け止めることで、孤立させず、いつでも相談を受けることができるということを心がけています。
・ <u>子どもが安心して過ごせる環境を整えることが重要である。</u> 子ども関連施設だけでなく、福祉部門との連携や民間団体との連携も検討し、 <u>市全体で子どもの居場所づくりに取り組むことで、子どもの権利を守り、安心できる社会づくりに繋げていただきたい。</u>	「放課後児童クラブ（学童）」に加え「放課後子ども教室」の全校設置などを進めています。また保育施設の定員増や誰もが保育施設を利用できる制度の検討などがなされています。 <u>ひとり親だけでなく子育て中の親やこどもが安心して過ごせる居場所づくりも進んでいるので、必要に応じて情報共有や連携をしていきます。</u>	「放課後児童クラブ（学童）」、「放課後子ども教室」に加え、 <u>夏休み期間に保護者が就労や疾病等の理由により日中家庭にいない小学生を対象にした一時預かりなどを実施</u> しています。また、令和 8 年度はこども家庭庁に採択された「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を民間事業者と連携して実施します。ひとり親だけでなく子育て中の親やこどもが安心して過ごせる居場所づくりも進んでいるので、必要に応じて情報共有や連携をしていきます。

(3) 周知・啓発について ※報告書 7 頁

推進会議意見	対応状況（令和 7 年 4 月現在）	対応状況（令和 8 年 4 月現在）
・ひとり親に対する支援事業を知らなかったという市民もいるため、ひとり親の方が手続きで回る窓口パンフレットやチラシを配架するなどをさらに進めていただきたい。	「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットと「養育費確保のための支援があります」のリーフレットは、関係各課、本庁舎、分館、デュオよこすかなどに配架しています。また、児童扶養手当の新規申請者や現況届の際には、手渡ししています。なお、「養育費確保のための支援があります」のリーフレットは横須賀公証役場や神奈川県弁護士会横須賀支部に引き続き配架を依頼しています。（当該内容は、市ホームページにも常時掲載しています。）	「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットと「養育費確保のための支援があります」のリーフレットは、関係各課、本庁舎、分館、デュオよこすかなどに配架しています。なお、「養育費確保のための支援があります」のリーフレットは横須賀公証役場や神奈川県弁護士会横須賀支部に引き続き配架を依頼しています。（当該内容は、市ホームページにも常時掲載しています。）

(4) 関係機関等の連携について ※報告書 8 頁

推進会議意見	対応状況（令和 7 年 4 月現在）	対応状況（令和 8 年 4 月現在）
・ 支援団体では当事者の希望に沿った柔軟な対応がされている。当事者に寄り添った支援となるよう、市と支援団体とさらなる連携を深めていただきたい。	市でも支援団体にひとり親家庭等の生活支援講座や交流会の事業委託をしています。事業の視察を行ったり、支援団体との連絡や情報共有を密にして、より当事者にとって寄り添った支援になるように支援団体とも連携しています。	市でも支援団体にひとり親家庭等の生活支援講座や交流会の事業委託をしています。事業の視察を行ったり、支援団体との連絡や情報共有を密にして、より当事者にとって寄り添った支援になるように支援団体とも連携しています。
・ ひとり親家庭等の支援団体の取組みのさらなる充実に向けて、交流会を実施している 2 団体の情報共有が深まるよう調整されたい。	2 団体の活動がひとり親家庭等にとって有意義なものになるように、市で各団体の状況を把握しながら、事業を進めていきます。	2 団体の活動がひとり親家庭等にとって有意義なものになるように、市で各団体の状況を把握しながら、事業を進めていきます。
・ 地域住民を支える <u>民生委員児童委員へも、ひとり親家庭等への支援制度の周知や情報提供を行っていただきたい。</u>	令和 6 年 7 月の横須賀市民生委員・児童委員協議会常任理事会で、ひとり親支援制度をまとめたチラシを配付しました。 令和 7 年度も民生委員改選後に、新たに作成した「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットを配付する予定です。	令和 7 年度は民生委員改選後に、 横須賀市民生委員・児童委員協議会常任理事会で「ひとり親家庭で子育て中の方へ」のパンフレットを配付 しています。 市のホームページの中でも支援制度の情報提供は行っています。 今後は必要に応じてパンフレットの配布や、ホームページの情報更新を行っていきます。

(5) 研修について ※報告書 8 頁

推進会議意見	対応状況（令和 7 年 4 月現在）	対応状況（令和 8 年 4 月現在）
・ ひとり親家庭等のさらなる支援につなげるため、引き続き研修等への参加を含めて資質の向上に努めていく必要がある。	神奈川県・国等の研修に参加し、担当内でも情報共有を図るなど、資質の向上に努めています。	神奈川県・国等の研修に参加し、担当内でも情報共有を図るなど、資質の向上に努めています。